

○松戸市自転車の放置防止に関する条例

昭和58年12月27日

松戸市条例第44号

改正 平成27年3月26日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車の放置を防止することにより、良好な都市環境の確保及び市民生活の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 放置 自転車の利用者が自転車を離れて直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
- (3) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

(利用者の責務)

第3条 自転車の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 自転車をみだりに放置しないこと。
- (2) 自己の自転車に住所及び氏名を明記すること。
- (3) 市の実施する施策に積極的に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、自転車の放置を防止するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、利用者のため自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者は、市が自転車駐車を設置するときは、その用地の提供に努めるとともに市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

第6条 大型店舗等の設置者は、利用者のために自転車駐車を設置するよう努めなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第7条 市長は、駅周辺道路その他公共の場所において自転車の放置が著しい場合又は放置のおそれがある場合には、当該地域及びその周辺を放置禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(放置禁止区域の変更又は廃止)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は廃止することができる。

2 前項の規定により放置禁止区域を変更し、又は廃止したときは、前条第2項の規定を準用する。

(自転車の放置の禁止)

第9条 自転車の利用者は、放置禁止区域内に自転車を放置してはならない。

(放置自転車に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内において放置された自転車を移送し、保管することができる。

2 市長は、市の設置する自転車駐車場内に相当の期間にわたり放置されている自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を含む。次条、第13条及び第15条第2項において同じ。）を移送し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第11条 市長は、前条の規定により自転車を保管したときは、保管期間、保管場所その他必要な事項を規則で定めるところにより公示しなければならない。

2 市長は、前条の規定により保管している自転車であつて利用者（所有者を含む。次項において同じ。）の確認ができるものについては、当該利用者に速やかに引き取るよう通知しなければならない。

3 市長は、前2項の措置を講じた後、利用者が引き取らない自転車については、第1項の公示で定めた保管期間の経過後において必要な措置を講ずることができる。

(措置命令)

第12条 市長は、放置禁止区域以外の場所において自転車の放置により良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該自転車の利用者に対し、自転

車の移動その他必要な措置を講ずるよう命令することができる。

- 2 市長は、利用者が前項の命令に従わないときは、当該自転車を移送し、保管することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

(費用の徴収)

第13条 市長は、第10条又は前条第2項の規定により自転車を移送し、保管したときは、それに要した費用を当該自転車の利用者から徴収することができる。

- 2 前項の規定により徴収する費用の額は、規則で定める。

(関係機関との協議協力)

第14条 市長は、自転車の放置防止に関してこの条例をより強力に推進するため警察及び道路管理者その他の関係機関と協議協力し、必要な施策の実施に努めるものとする。

(自転車等駐車対策協議会)

第15条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項の規定に基づき、松戸市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、自転車の駐車対策に関する重要事項について調査審議する。
- 3 協議会は、委員25人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和59年3月松戸市規則第5号で、同59年4月1日から施行)

附 則(平成27年3月26日松戸市条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市自転車等駐車対策協議会委員	日額 8,500円
------------------	-----------